

平成 27 年度古文書解読入門講座

- (1)6月13日・・・古文書解読の基礎知識
- (2)6月27日・・・「武家諸法度」
- (3)7月11日・・・「三次藩断絶関係文書」
- (4)7月25日・・・古文書取扱の講習
- (5)8月8日・・・「年貢の収納と農民」
- (6)8月29日・・・「広島東照宮通り御祭礼の達書」
- (7)9月12日・・・広島城下商家の文書 京橋損じ傾き騒動に及び候節、家伝の練葉黄精くこしが
ん、江波焼 広島京橋町保田家(屋号：縄屋)
- (8)9月26日・・・広島城下商家の文書 他家用捨火災の節心得
- (9)平成27年(2015年)10月3日・・・尾道湊の文書
- (10)平成27年(2015年)10月24日・・・廃藩置県と武一騒動

広島県立文書館

平成 27 年度

古文書解読入門講座 テキスト

広島県立文書館

当館の許可なく複製（コピー）できません

（テキストに直接文字を書き込むことは禁止します）

武家諸法度

一文武の道と流り人倫と信ふ一風俗と

正しくさす事

一四郡の政務をまんと書し

士民の怨若と致すべからざる

一 軍役の兵馬と整備（公役の支料と

儲蓄）とすべし

一 不測の交留と定期的とをわくべし

後者の負担を分限せんとすべし

附

印字帳下石伏のとき賤人小又者

とすべし

一 印字の帳部私小経管するべしと能す

一 新築の城郭 弘小 経景する事と 徳子

と 徳子 弘小 経景する事と 徳子

徳子 弘小 経景する事と 徳子

附

道 徳子 弘小 経景する事と 徳子

弘小 経景する事と 徳子

徳子 弘小 経景する事と 徳子

徳子 弘小 経景する事と 徳子

一 大小の法は皆法者の法に依りて

人々を度き公義を修りて私を忘るべし

因利おれりきて気識と書し

瘻すすしを下情と通し海願が貝負

わすれぬと職半に練習しと公務と

精勤すくさ事

一 貨賄と油れし権母の力と依り縁と

思ひて由縁の助と求むるも物縁と

才者くく

一 貨賄と納れし積海の力と候の秘計と

思しして内縁の助と求じ留も釣端と

害として正道と害と政事のみちとして傷と

所也一切は禁絶すくき事

改

之裁と候くは事ありにあらん

或は其の或は政人語をて配成

中より一 事をも内奏秘計



か 歳と禁心と加へ海を幸

一 私領百姓の訥論は主領との裁の如し

幸とて 他領と係りしは亦て裁の如し

領と互に相違し或支配の法は各々

議定すべし幸も以て一法に拘りしは

律令と亦て別て裁定し得りしは

一 越境の遠隔犯罪の追捕亦て條集

陽す私の幸福も及ぶべし



おれらもき難いしおれらも各々も迷ひて
其の以て人等の中すくも事

功
身自にを信憑と辨するの事
正に極かゝる事

一 若非常の實より何れも亦とて
或は完地或は成地を亦とて
其の動は速くも亦とて



其の毫もゆるぎなき心にて
其の動する速くも其の静する静なり
若し其の有り向はする者の外私
心なき事と比ぶるに便して其の
その一人の心も其の心も其の
敢て對捍ありくこと其の事

附

敵中にあるて急変ありける
同席の事なりと云ふこと其の事



君を重んずるに如く其の如く

勉めしむる君を同席よん

おしむる君をよん

おしむる君をよん

一 妾服居室の制 并高家臣の借贈さの

物或借信小及い或高家臣よん

礼文の如くあらず其賤よん

云龍は名をくま限と論すと

と地留ら〜〜舊制

准すく〜事

一乘輿の割凡若石心より國々の適子

流子城之舟竹張望の適子に即り

主婚年六十の輩の外みなり

三十一日 終る事

おぼつかうなうしむいふらひ

一 主殿年六十の輩の外みより
これより始る事

改

醫師僧家の制外の本

一 婿姻は元若石の布衣の役人

近頃の輩は私にお物する事といふ

くくお家の人くくお儀するに

おぼつかうなうしむいふらひ

二と物と定むし一と嫁娶の儀式
すくして舊制とありて各々を限
お随ふ趣き事

附

年毎の儀増と減するは或贈賦の
ぬかす福式或資装の厚薄と
福甚くしてハを賤お富ら

うら寄居とわすこは式なり



口... 三... 山... 山...

福一長くしてハキ賤お母の

うる者婚とふすにハキの

弊俗一切ハキ絶すくハキ

一 継嗣ハ子孫お承すくハキ福すに

及らす子お承すくハキ同姓のハキ

後うるハキ者ハキ撰りハキ九十七歳ハ

ハキハキの後うるハキ者ハキ撰りハキ母ハ



日よ及して中流に舟を以てす或
実子よりこいふも立つ者のかと
擢て或は子がくしてその後とて
者と擢しのこいひ親族家人等
儀定の之とて之裁と仰く一
之を望みし事理小おわて
相分らす母を為危急の時際
望みし事のこと此を望みし事

相合す母を為先急の河原にて
望遠ふ所のこと記かま置座とします
魚くす志りといふも或は父祖の
功績或は自身の勤勞供し書ある
輩にあてたまひ申す下かこ
いふを別紙をひて恩裁の御身
りくご事

附

同姓の仲継嗣と云ふことの
お記よおめていゝ高例唯て
貴姓の御族と撰て言ふは
近世の俗格嗣と定むる事
或ハ我族類と同すして、
貨賈と侮するに或る人の道言
はくのことくおんくす自今
以後嚴に御宗絶とす事

かくのこころをくくす自
以後嚴禁絶とす事

一 殉死の禁更に嚴制を加ふる所也
或は流黨と極て或は誓約と活ぶの
こと死毒りに此我と行ひて敢て
憲法と犯すの類一切嚴禁すこと事

一 諸國最上のち江領古より番附の衆

これと後却する半とゆるす新集の

寺江小むしは傳は既よ伝はぬし

そし故りして中もくも半あり

あつてハ之と伝く半とゆるす具

那頼の嚴禁のいふに及ますたし

古より流布の法宗よりいふ

或ハ新集の法と立て或ハ妖妄乃

法と伝りて是俗と欺惑するの

或ハ新異の法と云て或ハ妖妄乃
彼と仰りて愚俗と歎き惑すの
類も又嚴禁すべし事

右條々高章にゆりてこれと
修飾とすくして教令の及ぶ所
意込一川より

日下
心
味
繁

好
者
也
子
也
也

一 善後補償事務
一 財政補償事務
一 地方自治事務
一 警察事務
一 衛生事務
一 教育事務
一 農林事務
一 工商事務
一 交通事務
一 其他事務

財政補償事務
地方自治事務
警察事務
衛生事務
教育事務
農林事務
工商事務
交通事務
其他事務

一 地方自治事務
一 警察事務
一 衛生事務
一 教育事務
一 農林事務
一 工商事務
一 交通事務
一 其他事務

一 地方自治事務
一 警察事務
一 衛生事務
一 教育事務
一 農林事務
一 工商事務
一 交通事務
一 其他事務

一 地方自治事務
一 警察事務
一 衛生事務
一 教育事務
一 農林事務
一 工商事務
一 交通事務
一 其他事務

一 地方自治事務
一 警察事務
一 衛生事務
一 教育事務
一 農林事務
一 工商事務
一 交通事務
一 其他事務

一 地方自治事務
一 警察事務
一 衛生事務
一 教育事務
一 農林事務
一 工商事務
一 交通事務
一 其他事務

本條之規定係指
天和法制定也

宣統二年八月十一日

7
 一 喧嘩口論を加護禁私、洋海
 制禁之、若無扨子細有之者違奉行所
 可受其旨、不依何事令荷担者
 其咎本人よりおもかるべし并本主之障
 有之もの不可相抱事
 附、頭有之輩之百姓訴論者其支配江
 令談合可済之、有滞儀ハ評定所へ
 差出之可受捌事

6
 一 江戸并何国にても不慮之儀有之と
 いふとも猥不可懸集、在国之輩者
 其所を守り下知を可相待也
 何所にて雖行刑罰、役者之外不可
 出向可任檢使之左右事

5
 一 企新規結徒党成誓約并私之
 関所新法之津留制禁事
 新しいことを企て、徒党を組み、誓約を結ぶことを
 しないこと。勝手に関所を作ったり、新法により物資の
 出入りを停止させたりしないこと。

4
 一 新規之城郭構堅禁止之、居城之
 隍壁石壁等敗壞之時者違奉行所
 可受差図也、櫓屏門以下者如先規
 可修補事
 新しい城の建設はかたく禁止。城の堀・土塁・石垣が
 壊れた時は、奉行所に届け出て指示を受けること。
 櫓・塀・門以下は以前のように修理すること。

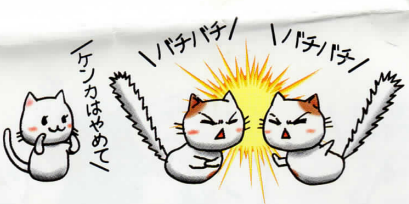
3
 一 喧嘩口論は慎むこと。私的な言い争いは禁止する。
 やむをえない場合は、奉行所に申し出て指示を待つこと。
 また喧嘩に荷担した者は本人よりも罪が重い。
 元の主人のところで問題のあった者を採用しないこと。
 附 百姓の代表を通しての訴えは、その領主へ相談させ
 解決すること。
 難航すれば評定所へ差し出してさばきを受けること。

2
 一 喧嘩口論は慎むこと。私的な言い争いは禁止する。
 やむをえない場合は、奉行所に申し出て指示を待つこと。
 また喧嘩に荷担した者は本人よりも罪が重い。
 元の主人のところで問題のあった者を採用しないこと。
 附 百姓の代表を通しての訴えは、その領主へ相談させ
 解決すること。
 難航すれば評定所へ差し出してさばきを受けること。

浅野文庫蔵 武家諸法度(裏面に続く) 享保2年(1717)3月11日、8代將軍徳川吉宗発令の武家諸法度 広島市立中央図書館蔵

裏面へ続く

裏面へ続く



広島城

〒730-0011 広島市中区基町21-1 TEL (082) 221-7512 / FAX (082) 221-7519 http://www.rijo-castle.jp

武家諸法度

一文武の道と儉り人倫と心ふし同法と

正しくさす

一 國郡縣の政務者を以てし

士民の怨怒を致すべからざる

一 軍役の兵馬と整備（公役の支料と

儲蓄）を以てす

一 兵動の交留を以てし

後者の負担を以てす

附

江戸城下石伏のとき賊人小又者

を以てし

一 新築の城郭に小規模にする事と種々

に建築の必要は、場と居る値の工費と

似く通し、夫れを、屏風、別段あり

附

通譯機内、果し、及、す

私の、園、西、海、東、洋、舟、の、航、と、す、事、と

種々、存、記、の、外、容、解、以、上、の、大、船、と

造、り、通、し、ら、る、事、



(中略)

一 群飲供進の禁、害制既、めらるゝ凡
 奢靡と軽ひて、礼制よ、くは財利と
 貪りて、虐心とかつらみと、まう、杖の
 長短と、痛、竊ふ、河津の、増夫と、儀す
 凡と、傷り、俗と、敗ら、半、これら、ま、さ
 か、嚴、禁、心、か、く、過、さ、半

(中略)

一兼興の割凡若石心より國々の適子

流子誠之每侍候望の適子に成り

一主殿年六十五の輩の外みより

これと心持さふ事

附

醫師僧家の割外の事

一婚姻凡若石心より布衣心との役人每

近習の輩も私もお物する事とせしめ
ししくいふおの人のことお物するに
おわてはまじりふ裁と蒙りて後
お物と定むし一嫁娶の儀式
すくして舊制とありて各々を限
お随ふ趣心事

(中略)



右條之舊章に由りてこれと
修飾とすくて教令の及ぶ所
遠近一以て之とす
道にすくき者也

寶永七年
庚申
寅
四月十日



定

一 藝及類之道之終言以我筆於領門

亦言在日合之成就也 此亦作喚也

之波在行舞在江戶浩之筆一之終言也

卷之十 其四 下 拙志勤筆一

一 內分之筆一 其四 下 拙志勤筆一

即事下之注預之於河海中之急度
おつ持後朱跡職相動以若者皆中
送以音之おもひ之終言台者重以記文
之如柳相遠注与安事

一之終言知少之成意之及之他以心去路
守之之成之なる事重以事家中之者
新儀注法此亦恒不家之成跡也

乃る也

一 向後唯此家之佛法者相為一

公亦勤終重之非徒新記也

何より〜彼極す此の義也家の中

との要なり

一 之語方公度らるる目人た口を與人宛

在りて家中〜其代々可令

勤音事

一公儀向勤事一儀又者清教品力之

第事と尚以中家白事後之と此指の

仕事

一公用儀と格別事と酒合と修治

事

一庶等上國の時事用人也事人宛

城下白の事

一急而相定 在在席 汝人有 遠之 亂 擊

一主 終 言 曰 滿 後 人 物 間 之 乃 上 處 是

用 人 然 既 之 而 家 中 氣 之 遠 之 遠 之 家

有 如 詞 之 亦 在 也

右 條 之 密 相 之 家 中 若 甚 上 成

不 漏 之 也 也 也

享保己亥年十一月八日安齋 御筆

山田親母

中津川

今中

安齋

侯

安齋

八

安齋

多凡 高唐部

一高百石

相原村
明部

物成羅羅七斗

去去九七卷上

口茶斗九卷卷

二尺合口板及石斗九卷卷

一石斗百石七卷卷外

給部方

高行口又...
物成...
七...
七...

口...
...
...

二...
...
...

...
...
...

元...
...
...

川...
...

...
...
...



這年休因美元既在通商口岸
以上諸事皆為人所共知
其故以為後者為人所共知

定正元春

及

定正元春

此年會
定正元春

東照文正官年名道

御家禮法執行

神皇廣嗣御孫

源氏到在八代

八代

源氏到在八代

源氏到在八代

源氏到在八代

石室通書祖述之書

之書

作書以記之

一序

列紙在後

作書以記之

書

八月

序

年



于... 相... 十七日晚

七... 亦... 亦...

還... 行... 列...

係... 亦... 亦...

還... 亦... 亦...

道... 亦... 亦...

亦... 亦... 亦...

